

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会千葉地方事務室分

### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から同年3月までの期間及び60年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和59年1月から同年3月まで  
② 昭和60年1月から同年3月まで

私は、亡くなった母から、私の昭和51年10月から60年3月までの国民年金保険料を全て納付したことを聞いており、申立期間①及び②が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の母は、申立人の国民年金について、「昭和52年12月に初めて加入の届出を行い、51年10月に遡って保険料を納めた。国民年金に加入していた期間は、同年10月1日から60年3月31日までである。」旨のメモを残しているところ、当該メモはその筆跡等から、申立人の母が当時記載したものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入被保険者等の加入記録から、上記メモの記載のとおり、52年12月頃に申立人に対して払い出されたと推定できる上、被保険者期間<sup>しんびょうせい</sup>についても、当該メモの記載内容と一致しており、申立人の主張に信憑性がうかがえる。

さらに、申立期間①及び②はいずれも3か月と短期間であり、申立期間①の前後及び申立期間②の直前は納付済みである上、申立期間①及び②以外は納付済みとなっていることから、申立期間①及び②の保険料は納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 関東千葉厚生年金 事案 5107

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間のA株式会社における標準賞与額の記録を、平成16年12月10日は20万4,000円、18年12月8日は21万円、19年7月10日は22万円、同年12月10日は21万1,000円、20年7月10日は21万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日  
② 平成18年12月8日  
③ 平成19年7月10日  
④ 平成19年12月10日  
⑤ 平成20年7月10日

私は、A株式会社に継続して勤務し、申立期間に係る賞与を支給されていたが、その賞与分が私の年金記録に反映されていないことは納得できない。調査の上、標準賞与額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された支給控除一覧表より、申立人は、申立期間①、②、③、④及び⑤に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記支給控除一覧表から、平成16年12月10日は20万4,000円、18年12月8日は21万円、19年7月10日は22万円、同年12月10日は21万1,000円、20年7月10日は21万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する

義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東千葉厚生年金 事案 5108

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和43年11月1日に訂正し、同年10月の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月31日から同年11月1日まで

私は、A株式会社及び関連会社のB株式会社に継続して勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間になっていないと年金事務所から連絡を受けて確認したところ、B株式会社へ転籍したときの記録が空白となっていた。調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の供述から判断すると、申立人はA株式会社に継続して勤務し（A株式会社から同社の関連会社であるB株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、事業主が、「当時の事業主であった親族から、B株式会社へ転籍した社員の人事異動については、A株式会社に月末まで勤務し、翌月1日からB株式会社で勤務したと聞いている。」と回答していることから、昭和43年11月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和43年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無いため不明としているが、事業主が

資格喪失日を昭和 43 年 11 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 10 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東千葉厚生年金 事案 5109

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間のA株式会社における標準賞与額の記録を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 52 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 8 日

私は、A株式会社に継続して勤務し、申立期間に係る賞与を支給されていたが、その賞与分が私の年金記録に反映されていないことは納得できない。調査の上、標準賞与額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された支給控除一覧表及び申立人から提出された賞与支払明細書より、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記支給控除一覧表及び賞与支払明細書から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成7年7月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月から9年3月まで

私は、平成7年6月に勤めていた会社を退職し、妻が、すぐに区役所で私の国民年金の加入手続をして毎月夫婦二人分の国民年金保険料を最寄りの金融機関で納付していたが、申立期間について妻の納付記録はあるのに、私の記録が無いのは納付できない。調査の上、国民年金の納付記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後、その妻が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付を行っていたと主張しているが、A区役所は、「B市では昭和62年2月から住民情報オンラインシステムがスタートし、住民の国民年金の資格得喪記録が入力されているが、その検索結果でも、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことは確認できない。」と回答している上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムの縦覧調査の結果、申立期間の保険料を納付する前提となる同記号番号が、申立人に払い出されたことは確認できないことから、申立人は、国民年金に未加入であり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の妻は、申立人の加入手続、保険料の納付時期及び納付金額等に関する記憶が明確でないため、申立人の保険料の納付状況等は確認できない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月1日から同年6月27日まで

私は、昭和26年4月1日から61年10月7日まで、A区のB株式会社（現在は、C株式会社）に営業の正社員として勤務していたが、入社日の26年4月1日から同年6月27日までの厚生年金保険の被保険者期間が欠落しているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するB株式会社の退職金計算書から、申立人は、昭和26年4月に同社に入社していることが推認できる。

しかし、上記計算書で確認できる複数の元同僚の入社年月は、厚生年金保険の被保険者資格取得年月と符合しないことが確認できる。

また、申立期間当時の事業主は死亡している上、社会保険の事務担当者及び元同僚から供述を得ることができないことから、当該事業所が新規適用事業所となったときの厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、C株式会社は、「申立期間当時の保険料控除を確認できる関係書類を保管していない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

## 関東千葉厚生年金 事案 5111

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 3 月 31 日から同年 9 月 30 日まで  
② 平成 2 年 9 月 21 日から 5 年 12 月 31 日まで

私は、申立期間①について、従姉の紹介でAセンター（現在は、Bセンター）の医師の研究室に勤務し、申立期間②について、C病院（現在は、D医療法人）に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間①について、申立人は、Aセンターに勤務していたと主張している。

しかし、Bセンターは、「申立人が在籍していたか確認できなかった。」と回答している上、同センターの担当者は、「Aセンターが直接雇うのではなく、医師が国から出る研究費で個人的に雇っていたのかもしれない。正職員なら国家公務員共済組合に加入する。」と供述している。

また、申立人は、申立期間①当時の健康保険について、「父親の被扶養者となっていた。」と供述している。

さらに、Bセンターに係る申立人の雇用保険の加入記録は確認できない上、Aセンターに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の名前は無く、健康保険証の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険の保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

#### 2 申立期間②について、複数の元同僚の供述により、期間は特定できな

いものの、申立人は、C病院に勤務していたことは推認できる。

しかし、D医療法人は、「申立人が在籍していたか確認できない。」と回答している上、上記複数の元同僚からも保険料控除に関する具体的な供述を得ることができないことから、厚生年金保険の保険料控除について確認することができない。

また、申立人は、申立期間②において、市役所から国民健康保険証の交付を受けていたことを認めている上、申立期間②の国民年金の保険料を現年度に納付していることが確認できる。

さらに、C病院に係る被保険者縦覧照会回答票に申立人の名前は無く、健康保険証の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険の保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。